

令和6年度の調達改善計画										令和6年度年度末自己評価結果(対象期間:令和6年4月1日～令和7年3月31日)									
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント		
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期					定量的	定性的					
本庁の取組										本庁の取組									
○		一者応札及び随意契約の改善	(一者応札の改善) 一般競争入札においてより高い競争性を確保するため、新規事業者への声かけ、十分な入札公告期間・契約履行期間の確保、仕様の見直し、入札説明会の実施、入札不参加者等へのアンケート調査とその要望の反映等の取組を実施し、より多くの業者が参加できるよう改善を図る。	競争性のある契約方式が形の上だけにとどまることのないよう、実質的な競争性を確保するため、一者応札となっている原因を分析するなどし、改善に努める必要があるため。	A	H27	前年度において一者応札であった案件について、必要な改善を実施する。	令和6年度中	A	H27	一者応札を改善するため、昨年度に引き続き、次の取組を実施した。 ・複数事業者参加に向け、情報発信に取り組んだ。 ・入札不参加者から可能な限り辞退アンケートを徴取して辞退理由を考慮し、次回以降の契約に反映できるよう努めた。 ・新規案件等必要に応じて入札説明会を実施した。	A	・前年度一者応札であった案件について、新規事業者への積極的な声かけにより、9案件において複数者応札が確保された。 ・内訳 物品購入 4件 賃借 2件 その他役務 3件 ・82案件について、延べ73者からアンケートを徴取した。	—	—	より高い競争性確保のため、新規事業者への声かけ、入札公告の掲載期間の延伸、十分な履行期間の確保、仕様の見直し、必要に応じた入札説明会の実施、入札不参加者へのアンケート調査とその要望の反映等、改善に向けた取組を根気強く継続していく必要がある。	引き続き、競争性の確保に向けた取組を推進する。		
	(公募の活用) 一般競争契約において一者応札となった案件などについて、実質的な競争性を確保するための取組を実施の上、改善されない案件について随意契約に移行する場合は、公募を行うことにより競争性及び透明性を担保するとともに、価格交渉により経済性を確保する。		競争性のある契約方式が形の上だけにとどまることのないよう、実質的な競争性を確保するため、一者応札となっている原因を分析するなどし、改善に努める必要があるため。	A	H29	対象案件について全て実施する。	令和6年度中	A	H29	公募を実施し、複数の参加意思が確認できた場合は競争入札を実施し、随意契約によることとなった場合は、見積価格を精査し、価格交渉を実施する等経済性の確保に努めた。	A	・公募の実施により、76件の契約を締結した。 ・令和5年度末 公募実施件数・・・113件 ・随意契約において、価格交渉を実施した結果、12案件において契約金額が初回提示額より削減された。(約5,067万円)	—	—	一般競争契約において一者応札となっている案件のうち、特定の者だけが事業を実施し得ることが見込まれる案件については、公募を実施し、随意契約への移行の可否について検討していく必要がある。	引き続き取組を実施し、随意契約に移行する場合は、競争性・経済性の確保に努める。			
	(一者応札及び随意契約の改善) 警察装備品について、過去に同内容の契約において一者応札となった案件や当該物品を提供できる者が一者であると想定される場合について、実質的な競争性を確保するための取組を実施の上、改善されない案件について随意契約に移行する場合は、公募を行うことにより競争性及び透明性を担保するとともに、価格交渉により経済性を確保する。		一者応札の割合が多い事業について、重点的な見直しをする必要があるため。	A	H29	対象案件について全て実施する。	令和6年度中	A	H29	入札参加可能事業者の調査及び調達案件の情報発信により新規の応札者の開拓に努めるとともに、随意契約による場合は公募を実施し、価格交渉を行うことにより、経済性の確保に努めた。	A	警察装備品の1案件について、一者応札が改善された。	—	—	応札可能事業者の調査、調達スケジュールや仕様の見直し等改善に向けた取組を実施し、随意契約による場合は、実績価格、市場価格等を参考に見積価格を十分精査し、価格交渉を行っていく必要がある。	引き続き、一者応札改善のための取組を実施し、随意契約に移行する場合でも競争性・経済性の確保に努める。			
	(少額随意契約の改善) 少額随意契約案件においてオープンカウンター方式を積極的に採用することにより、公平性・透明性及び競争性の確保に努める。		少額随意契約においてオープンカウンター方式を積極的に活用することで、公平性・透明性及び競争性の確保に努めるため。	A	H27	少額随契約案件については、原則オープンカウンター方式を採用する。	令和6年度中	A	H27	少額随意契約案件は、原則オープンカウンターを実施し、競争性の確保に努めた。	A	オープンカウンター方式により218件の契約を締結し、少額随意契約案件の競争性の確保に努めた。 ・令和5年度末 実施件数・・・217件	—	—	オープンカウンターの実施には十分な公告期間を確保する必要があるため、計画的な調達スケジュールを組む必要がある。	要求原課と契約部門が緊密に連携し、引き続き積極的な活用にも努める。			
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	(一者応札や不落・不調となった個別案件の事前審査・事後審査の実施・強化) 要求原課と契約部門の間で緊密に連携をとり、事前・事後審査を実施する。 また、一者応札や不落・不調となった個別の案件及びその要因について一覧を作成し、公表する。		A	H29	高落札率で一者応札が複数回継続している案件、一者応札が予想される案件を対象に実施するとともに、一者応札や不落・不調一覧表を作成し、公表する。	令和6年度中	A	H29	・令和5年度下半期及び令和6年度上半期において一者応札であった147案件について、事後審査を実施した。 ・令和5年度の1者応札案件について一覧表を作成し、公表した。	A	—	一者応札となった原因について、要求原課と契約担当課において情報共有が図られた。	—	審査にあたっては、次回調達において改善が図られるよう、一者応札となった要因を多角的に検証し、実効性のある審査を実施する必要がある。	審査結果を分析し、担当者間で共有の上、引き続き一者応札改善に向けた取組を実施する。		
	(外部有識者の活用) 調達改善計画の策定、自己評価実施の際に警察庁会計業務検討会議の委員に意見を求める。 また、会計業務検討会議において個別の契約案件について、その契約方式等に関し意見を求める。			A	R5	年2回実施する会計業務検討会議において、個別の契約案件に関し、その契約方式等について、外部有識者による審議を行う。	令和6年度中	A	R5	警察庁会計業務検討会議の委員等の意見を積極的に取入れ、活用にも努めた。	A	—	警察庁会計業務検討会議において、個別案件に対する具体的・効果的なアドバイスを受け、今後の契約締結時における改善検討が可能となった。	—	引き続き、外部有識者等からの意見を積極的に取り入れ、活用を推進する。				
	(情報共有) 調達改善計画の自己評価結果や外部有識者からの意見等について情報共有を図る。			A	R5	成果を得られた取組や外部有識者の意見等について情報共有を図り、調達改善の取組の定着化を図る。	令和6年度中	A	R5	外部有識者の意見等を積極的に活用できるよう、情報共有を図った。	A	—	—	—	引き続き、情報共有を徹底し、調達事務の改善を推進する。				
○		調達事務のデジタル化の推進	(調達事務のデジタル化) ・競争性、公正性、透明性等を確保しつつ、調達事務の効率化や事業者負担軽減に資するため、電子調達システムによる電子入札、電子契約について、更なる利用の促進を図る。 また、地方支分部局への電子調達システムの導入について検討を行い、運用拡大を図る。 ・見積書や請書等の書類について、電子メールによる提出が可能である旨周知し、事務の効率化と事業者の負担軽減を図る。 ・案件の内容・性質等諸般の事情を加味し、必要に応じて入札説明会等をオンラインで開催する。 ・入札によらない案件(随意契約)の電子契約の推進を図る。		A	R4	電子入札率及び電子契約率については、前年度実施率を上回る割合を目指す。	令和6年度中	A	R4	・一般競争入札については、可能な限り、電子調達システムによる電子入札を可能とし、電子調達システムの更なる利用の促進を図った。また、電子契約についても、事業者への働きかけを行い、利用の促進を図った。 ・引き続き、見積書や請書等の書類について、電子メールによる提出が可能である旨周知し、事務の効率化と事業者の負担軽減を図った。	A	・一般競争入札案件366件を調達ポータルに掲載し、そのうち360件(98%)を電子入札を可能とした。 ・電子入札率は、令和5年度が59% (182件/308件)であり、令和6年度は65% (234件/360件)と増加した。 ・電子契約率は、令和5年度が20% (37件/182件)であり、令和6年度は24% (56件/234件)と増加した。	調達ポータルを利用した調達情報の掲載により、事業者の資料入手を容易にし、幅広い事業者の競争参加につながった。	電子契約が煩雑なものだと誤解している事業者もあり、電子契約のメリットを根気強く周知していく必要がある。	引き続き、調達事務のデジタル化に向けた取組を推進する。			

※電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする(「オンライン利用率引上げの基本計画」(令和3年12月16日 デジタル庁)等)。
電子入札率＝電子応札案件数÷電子入札案件数
・電子入札案件数:入札案件数のうち、電子入札が可能な案件数(紙と電子の混合も含む)
・電子応札案件数:開札された入札案件のうち、電子入札を行った民間利用者が1社以上存在する案件数
電子契約率＝電子契約案件数÷(電子応札案件数+電子入札によらない電子契約案件数)
・電子契約案件数:契約確定案件数のうち、「契約書」または「請書」を「電子」で実施した案件数
・電子入札によらない電子契約案件数:電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した案件数(電子契約案件数の内数)

※1 難易度

A+ : 効果的な取組
A : 差別的な取組
B : 標準的な取組

※2 進捗度

A・(定量的な目標) 目標進捗率90%以上
(定性的な目標) 計画に記載した内容を概ね実施した取組
B・(定量的な目標) 目標進捗率50%以上
(定性的な目標) 計画に記載した内容を実施した取組、または実施に向けて関係部署等(他府省庁、内府省庁内の他部局、地方支分部局等)との調整を行った取組
C・(定量的な目標) 目標進捗率50%未満
(定性的な目標) 何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、または計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

令和 6 年度の調達改善計画									令和 6 年度年度年度末自己評価結果（対象期間：令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）								
重点的 な取組	共通的 な取組	取組の 項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の 開始年度	取組の目標		難易度	取組の 開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施 時期	実施において明らかとなった 課題等	今後の計画に反映する際の ポイント
							(原則、定量的に記載)	目標達成 予定時期					定量的	定性的			
地方の取組									地方の取組								
○		一者応札 及び 随意契約 の改善	[一者応札の改善] ・一般競争入札においてより高い競争性を確保するため、新規事業者への声かけ、十分な入札公告期間・契約履行期間の確保、仕様の見直し、入札説明会の実施、入札不参加者等へのアンケート調査とその要望の反映等の取組を実施し、より多くの業者が参加できるよう改善を図る。	・競争性のある契約方式が形の上だけにとどまることのないよう、実質的な競争性を確保するため、一者応札となっている原因を分析するなどし、改善に努める必要があるため。	A	H27	前年度において一者応札であった案件について、必要な改善を実施する。	令和 6 年度 中	A	H27	一者応札の改善方策として ・ 入札案件の周知 ・ 調達時期の見直し ・ 仕様の見直し ・ 公告期間の延長について重点的に取り組み、その効果について測定した。	A	令和 5 年度中に一者応札となり、令和 6 年度中に同種の入札があったもののうち約28%の契約で一者応札が解消された。 <一者応札解消件数(総数)> 令和 6 年度末 57件(204件) (解消率 27.9%) 令和 5 年度末 38件(176件) (解消率 21.6%) → 令和 5 年度比+6.3%	各種改善方策により、新規応札業者が漸増し、競争性が向上した。	－	・複数年にわたって一者応札が続いている案件であって、改善が困難な案件が多数見受けられる。 ・物価や人件費の高騰などにより業者が限定され、一者応札となる場合がある。	・案件に応じ、入札案件の周知、時期の見直し、仕様の見直し等、多面的な視点からの検討を根気強く継続していく必要がある。 ・情報収集に努めるとともに、新規業者の開拓を継続して実施していく必要がある。 ・早期に公告することにより公告期間、契約締結日から履行開始日までの期間を十分に確保する必要がある。
											【入札案件の周知】 過去に近似した入札に参加している業者や、近隣官署の同種入札に応札している業者等に、入札公告内容を広報するなどし、応札業者数の拡大を図った。	－	・一者応札解消件数 37件 ・削減金額(予定価格比) 147,266千円	・新規参入業者が受注するなど、例年同種の契約を締結している案件でも、従前の業者との競争性が高まった。 ・公告と併せて、入札参加資格確認資料、様式等をホームページ上に掲載することにより、入札参加資格確認資料を受領するための来庁が不要になり、応札者の負担が軽減され参入しやすい環境となった。	－	入札参加資格の取得方法等の説明が必要な業者がいることが判明した。	入札説明会を実施する等、入札参加手続きや仕様等について応札希望業者に対し十分な説明を実施する必要がある。
		【調達時期の見直し】 業務に支障の無い範囲で過去の事後審査等で把握した業者の繁忙期等を避けた調達時期とすることで、応札業者の参加意欲の向上を図った。	－	・一者応札解消件数 4 件 ・削減金額(予定価格比) 4,782千円	複数業者からの応札があり、競争性が高まった。	－	不定期なもの、突発的な契約等には対応できない。	・案件ごとに適正な調達時期を不断に見直していく必要がある。									
【仕様の見直し】 同等品等の参入機会を拡大するため、仕様要件について、緩和可能な箇所がないか要求原課と精査を行う、履行範囲が広範すぎる場合は範囲を限定する等の仕様の見直しを実施し、応札機会の拡大を図った。	－	・一者応札解消件数 12件 ・削減金額(予定価格比) 40,605千円	・仕様の見直しにより、新規業者の入札参加意欲が向上し、競争性が高まった。 ・入札実施期間を前倒しすることで十分な納期を確保できる仕様に見直すことができた。	－	仕様の見直しにあっては、競争性の確保と実効性の確保について十分に検討する必要がある。	過去に見直しを行った案件であっても、業者からの聞き取りや調達により達成すべき目的の精査を行うことにより、仕様の改善点等を発見することができる。											
【公告期間等の延長】 公告期間や履行期間等を従前よりも延長し、業者の目に触れる機会や、新規参入業者が必要な準備期間を取ることができるようにし、入札参加意欲の向上を図った。	－	・一者応札解消件数 4 件 ・削減金額(予定価格比) 7,627千円	公告期間を従前よりも延長することで業者の検討・準備期間に余裕が出るため、業者の入札参加意欲が向上し、競争性が高まった。	－	公告期間等の延長により新規参入業者の増加の可能性があるかどうか、事前に効果を検討する必要がある。	業者からの聞き取りに基づき適正な納期を設定する必要がある。											
[少額随意契約の改善] 少額随意契約案件において、オープンカウンター方式を積極的に採用することにより、公平性・透明性及び競争性の確保に努める。	・少額随意契約においてオープンカウンター方式を積極的に活用することで、公平性・透明性及び競争性の確保に努めるため。	A	H27	前年度におけるオープンカウンター方式の実施件数を上回る件数を目指す。	令和 6 年度 中	A	H27	少額随意契約案件のうち、各官署の実情に応じた条件を設定して、オープンカウンター方式による調達を実施した。	A	全119官署のうち、112官署でオープンカウンター方式を導入し、合計2,016件で採用した。 <実施数> 令和 6 年度末 112官署・2,016件 令和 5 年度末 111官署・1,998件 → 令和 5 年度末比 +1 官署・+18件	・競争性・透明性が向上した。 ・新たに官公需対象の業者や遠隔地の業者等からの応札があった。 ・業者選定の手間が省ける等、見積書徴取に係る事務の簡素化が図られた。 ・従来からの実績業者に対しても競争意識を持たせる効果があった。	－	・業者の目に触れることが大前提のため、ウェブサイトだけではなく各種機会を通じて継続的に周知を図る必要がある。 ・公告期間等を長めにとる必要があるため、調達までに従来よりも時間を要する。 ・新規参入業者の増加に伴い、履行能力の有無の判断に迷う者からの問い合わせも増えており、確認作業に時間を要している。	・制度の浸透を図るため各種機会を通じて業者に周知するほか、計画的な調達が可能な案件については、公告時期を一定にする、複数案件をとりまとめて公告するなど検討する必要がある。 ・業者が案件掲載しているホームページを定期的にアクセスする習慣がないことから、積極的に声掛けを行う必要がある。			

令和 6 年度の調達改善計画									令和 6 年度年度末自己評価結果（対象期間：令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）								
重点的 な取組	共通的 な取組	取組の 項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の 開始年度	取組の目標	難易度	取組の 開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施 時期	実施において明らかとなった 課題等	今後の計画に反映する際の ポイント	
							(原則、定量的に記載)					目標達成 予定時期	定量的				定性的
	○	調達改善 に向けた 審査・ 管理の 充実	[一者応札や不落・不調となった個別案件の事前 審査・事後審査の実施・強化] ・同種案件で複数回にわたリ一者応札が継続して いる案件や不落・不調となった案件について、要求 原課と契約部門の間で事前審査を実施する。 ・一者応札や不落・不調となった案件について、 入札辞退者等に対し、可能な限りアンケートや聞き 取り等の事後審査を実施する。 ・一者応札となった個別の案件及びその要因につ いて、一覧表を作成し、公表する。		A	H29	・対象案件がある全所属に よる実施を目指す。 ・高落札率で一者応札が複 数回継続している案件を対 象に実施するとともに、一 者応札や不落・不調の一覧 表を作成し、公表する。	令和 6 年 度 中	A	H29	【事前審査】 継続して一者応札となっ ている契約案件を中心に対 応可能業者の調査、参入可 能性、仕様要件及び入札参加 資格要件等について、要求 原課と検討を行った。 【事後審査】 ・入札説明会に参加したもの のうち、入札を辞退した業者 に対し、 ・アンケート票 ・聞き取り調査 等を実施し、次回契約の参考 とした。 ・業者からの聞き取り結果等 を参考に、要求原課との検討 会を実施した。	A	・17官署において37件の事前 審査を実施した。 <実施件数> 令和 6 年度末 17官署・37件 令和 5 年度末 15官署・28件 → 令和 5 年度末比 + 2 官署・+ 9 件	一者応札となっている要因、 参加可能業者の調査、仕様 要件等について要求原課と 検討を実施し改善に向けた 各種方策を実施できた。	－	・特殊な資機材の調達に係 る契約では、仕様上の要件 が厳しく、仕様の見直しが 困難であることから、結果 的に入札参加者が限られる 場合がある。 ・審査の結果、入札参加資 格等級の緩和や声かけを実 施したが、結果的に一者応 札となった案件があった。	・一者応札となる蓋然性が 高い専門的な契約について は、公募等を活用し、潜在 的な取扱可能業者の発見に 努める。 ・近隣所属で契約実績のあ る有資格者に声かけするな ど引き続き新規参入への取 組を実施していく必要があ る。
													61官署において136件の事後 審査を実施した。 <実施件数> 令和6年度末 61官署・136件 令和 5 年度末 58官署・155件 → 令和5年度末比 + 3 官署・△19件 ・アンケートの実施 14官署 ・業者からの聞き取り 53官 署 ・要求原課との検討会実施 8 官 署 ※上記 3 つの中には重複する 官署があるため実施官署数 と異なる。	・今後、同種契約を締結す る際の問題点や改善策等の 整理をすることができた。 ・要求原課と契約担当課と の意思疎通を図ることで、 競争性の向上に向けた問題 点の整理が進んだ。	－	・過去の実績金額等から入 札参加を辞退する業者が おり、一者応札が継続して いる場合がある。 ・特殊な物品の調達や機器 の修繕では、入札参加が敬 遠され、新規参入の障害と なっている場合がある。	・事後審査において分析し た案件については、当該要 求原課だけではなく、他課 へも情報提供を行い、類似 契約の見直しに活用する。 ・仕様内容が分かりやすい ように案件名を工夫する。
									R 2	【一者応札一覧表の公表】 一者応札案件について一覧 表を作成し、ウェブサイトで 公表する。 ・11官署で今後公表予定 ・30官署は対象案件なし	A	・全119官署のうち、64官 署において一者応札一覧表 を作成し公表した。 ・11官署で今後公表予定 ・30官署は対象案件なし	・一者応札一覧表を作成す ることで、一者応札案件を 的確に把握することができ 、問題点の整理や改善策の 検討に活用できる。	－	一者応札一覧表を公表して 業者への周知を図るだけ でなく、事前審査等の資料 として効果的に活用してい く必要がある。	複数回一者応札となってい る案件等については、積極 的に一者応札一覧表を作成 し、案件のリスト化や要因 分析による一者応札改善に 取り組む。	
	○	調達事務 のデジ タル化 の推 進	[調達事務のデジタル化] ・見積書や請書等の書類に ついて、電子メール等によ る提出が可能である旨周知 し、事務の効率化と事業 者の負担軽減を図る。 ・案件の内容・性質等諸般の 事情を加味し、必要に応 じて入札説明会等をオンラ インで開催する。 ・電子調達システムを活用 した電子入札等の推進を図 る。 ・入札によらない案件（随 意契約）の電子契約の推 進を図る。		A	R4	・対象案件がある全所属で 実施を目指す。	令和 6 年 度 中	A	R 4	【調達事務のデジタル化】 ・契約等の手続きにおいて 、業者から徴取する見積書 等について押印を省略する。 ・見積書等について、電子 メール等による徴取を可能 とする。	A	・16官署において電子調達 システムの利用を開始した。 ・全119官署のうち、全官 署において見積書等の押印 省略を実施した。 ・全119官署のうち、113 官署において電子メール等 により見積書等（見積書、 請書、支払請求書、納品 又は役務の完了を確認する 書面）を徴取している。 ・全119官署のうち、7官 署において入札説明等を オンライン等で実施した。	・電子メール等による見積 書等の提出を可能とする ことで、来庁に伴う業者の 負担等を軽減できた。 ・遠方の業者については、 入札説明書一式を電子メ ールに送付し、留意点を 電話で説明し、業者の来 庁する負担を軽減できた。	－	・書類等を期限内に提出 するため、電子メール等 により早期に入札説明書 を入手できるように要望 する業者がいた。 ・情報セキュリティの関 係上、外部とやりとりで きる端末が限定される。	書類の押印省略や見積書 等のメールでの提出につ いて、業者に対し広く周 知していく必要がある。

【難易度】

「調達改善の取組指針」を踏まえて、取組ごとに以下の指標に基づき難易度を設定。

- ・ A + ： 効果的な取組
- ・ A ： 発展的な取組
- ・ B ： 標準的な取組

【進捗度】

以下の指標に基づき進捗度を記載。

- ・ A ： [定量的な目標] 目標進捗率 90％以上
[定性的な目標] 計画に記載した内容を概ね実施した取組
- ・ B ： [定量的な目標] 目標進捗率 50％以上
[定性的な目標] 計画に記載した内容を部分的に実施した取組、または実施に向けて関係部局等（他府省庁、自府省庁内の他部局、地方支分部局等）との調整を行った取組
- ・ C ： [定量的な目標] 目標進捗率 50％未満
[定性的な目標] 何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、または計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

その他の取組

令和 6 年度調達改善計画		令和 6 年度年度末自己評価結果（対象期間：令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）																									
具体的な取組内容	新規継続区分	取組の効果																									
		（どのようなことをして、どうなったか）																									
		定量的	定性的																								
[共同調達等の有効活用] 調達規模の適正性や費用対効果等に配慮しつつ、対象品目及び組織の見直しを検討する。	継続	（本庁） <一括調達> ・「庁舎管理用消耗品」の購入について一括調達（一般競争入札）を実施した結果、契約は前年度と同事業者であるものの、 <table><tr><td></td><td>R 5</td><td>R 6（増減）</td></tr><tr><td>トイレットペーパー</td><td>62円</td><td>66円（＋ 4 円）</td></tr><tr><td>蛍光灯(Hf)</td><td>460円</td><td>850円（＋390円）</td></tr><tr><td>蛍光灯</td><td>715円</td><td>815円（＋100円）※単価は税抜</td></tr></table> となった。 ・「複写機用用紙」の購入について一括調達（一般競争入札）を実施した結果、契約は前年度と同事業者であるものの、 <table><tr><td></td><td>R 5</td><td>R 6（増減）</td></tr><tr><td>A 4</td><td>1,708円</td><td>1,773円（＋65円）</td></tr><tr><td>A 3</td><td>2,050円</td><td>2,127円（＋77円）</td></tr><tr><td>B 4</td><td>2,583円</td><td>2,681円（＋98円）※単価は税抜</td></tr></table> となった。		R 5	R 6（増減）	トイレットペーパー	62円	66円（＋ 4 円）	蛍光灯(Hf)	460円	850円（＋390円）	蛍光灯	715円	815円（＋100円）※単価は税抜		R 5	R 6（増減）	A 4	1,708円	1,773円（＋65円）	A 3	2,050円	2,127円（＋77円）	B 4	2,583円	2,681円（＋98円）※単価は税抜	（本庁） <共同調達> 令和 5 年度に引き続き実施した共同調達について、新たな組織を追加し、見直しを図った。
			R 5	R 6（増減）																							
トイレットペーパー	62円	66円（＋ 4 円）																									
蛍光灯(Hf)	460円	850円（＋390円）																									
蛍光灯	715円	815円（＋100円）※単価は税抜																									
	R 5	R 6（増減）																									
A 4	1,708円	1,773円（＋65円）																									
A 3	2,050円	2,127円（＋77円）																									
B 4	2,583円	2,681円（＋98円）※単価は税抜																									
		（地方） 71官署において共同調達を実施した。	（地方） ・共同調達により契約事務を一元化したことにより、契約事務担当者の負担軽減、業務効率化を図ることができた。 ・他官庁の担当者と共同調達の事前調整を行うことで、他契約についても情報交換を実施することができた。																								
[クレジットカードの利用] 少額随意契約案件におけるインターネット取引による物品調達や光熱水費等の公共料金の支払いについて、クレジットカード決済の利用拡大を図る。	継続	（本庁） 令和 6 年度は、光熱水費の支払や物品の購入 2 件においてクレジットカード決済を利用した。	クレジットカードを利用したインターネット取引を実施することで手続の効率化が図られた。																								
		（地方） 16官署において、光熱水費及びETCカード利用料等の支払いに活用した。	－																								
[政府調達セミナーの開催] 外務省主催の共同の調達セミナーに参加するほか、警察庁独自の政府調達セミナーを開催し、新規業者の参入促進を図る。	継続	－	・外務省主催の政府調達セミナー（オンライン）に参加した（R6.4.23開催）。 ・警察庁独自の政府調達セミナーについて、集合形式での開催は見送り、希望者に対して資料配付を行い新規事業者の参入促進を図った。																								
[特定調達契約審査委員会の審査] 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第 3 条第 1 項本文に掲げる調達契約のうち随意契約予定案件については、随意契約の適正な運用を図るため、「特定調達契約審査委員会」において契約方法、契約条件等の適否を審査する。	継続	令和 6 年度において、本庁分78案件(約199.3億円)、地方分15 案件（約5.9億円）について特定調達審査委員会を実施し、随意契約理由の適否や公募実施の要否等について審査を行い、随意契約の適正な運用を図った。	特定調達契約審査委員会の審議結果により、随意契約であってもほとんどの案件について公募を実施することで、常に競争参加の機会を設けている。																								
[人材育成] ・警察庁等が実施する会計監査及び会計経理指導等の内部監査において、適切な会計経理や調達改善の取組状況を点検し、適切な指導教養を行う。 ・警察庁内担当者向けの調達情報掲示板の充実を図るなど、担当者の能力向上に資する基盤整備に努める。 ・警察庁等が実施する研修はもとより、他省庁が主催の研修にも会計事務職員を積極的に参加させることにより、適切な会計経理の認識と、高いコスト意識を持つ人材育成を目指す。 ・対面だけでなくオンライン等も活用した指導教養を行う。	継続	－	（本庁） 警察庁が実施する会計監査及び会計経理指導等において、調達事務に従事する担当者の事務処理の向上のための指導教養・情報発信を行った。																								
		－	（地方） 警察本部等の会計職員を対象とした会計実務研修を実施し、会計業務のスキル向上や調達改善の意識向上を図った。																								

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間：令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月31日)

外部有識者の氏名・役職【内山 融 委員・東京大学教授】意見聴取日【6月2日】		
意見聴取事項	意見等	意見等への対応
令和 6 年度年度末の自己評価結果をご覧ください、警察庁の調達改善計画を推進する上で、今後の課題又は改善策につきまして、ご意見をお聞かせください。	新規事業者への声かけ、仕様の見直し、入札説明会の実施、入札不参加者等へのアンケート調査などを通じて一者応札が改善されているのは評価できる。 調達業務に従事する人材の育成は重要である。引き続き取り組んでいただきたい。	・一者応札案件等については、事前・事後審査を実施するなど個別の案件に応じた要因究明を行い、引き続き改善に向けた取組について多角的な視点から検討を進めてまいります。 ・会計経理指導やオンライン研修等において、調達事務に従事する担当者の会計業務スキル向上や調達改善意識向上のための指導教養・情報発信を行い、引き続き担当者の能力向上に努めてまいります。

外部有識者の氏名・役職【藤森 恵子 委員・公認会計士】意見聴取日【6月2日】		
意見聴取事項	意見等	意見等への対応
令和 6 年度年度末の自己評価結果をご覧ください、警察庁の調達改善計画を推進する上で、今後の課題又は改善策につきまして、ご意見をお聞かせください。	毎年改善に努めている様子が、昨年度との比較で実感できます。ただ、公募の活用が昨年比べて進んでいないように見受けられますので、原因を分析の上、ご対応いただけますようお願いいたします。 なお、原因分析につきましても、課題分析まで実施されており、来年度に活かしていただきたいと思います。	・今回の自己評価結果を踏まえ、今後も引き続き本庁及び地方が一体となって調達の改善に向けて継続的に取り組んでまいります。 ・公募の活用については、公募件数が減少した要因究明を行い、競争性及び透明性の確保に向けて努めてまいります。 ・今後も案件に応じた調達改善の取組を継続し、実効性のある調達改善計画の推進に努めてまいります。

外部有識者の氏名・役職【石川 剛 委員・弁護士】意見聴取日【 6月6日】		
意見聴取事項	意見等	意見等への対応
令和 6 年度年度末の自己評価結果をご覧ください、警察庁の調達改善計画を推進する上で、今後の課題又は改善策につきまして、ご意見をお聞かせください。	一者応札案件について改善努力がなされ、進捗を得られたことは評価します。引き続き努力を継続ください。 他方、一者応札が改善されなかった案件のうち、いわゆるベンダーロックインとなっている案件がどの程度あるのかが見えるようになるとよいと感じました。例えば、「実施において明らかとなった課題等」の欄で、「特殊な資機材の調達に係る契約では、仕様上の要件が厳しく、仕様の見直しが困難な案件では、入札参加者が限られる場合がある。」と総括した案件については、ベンダーロックインが発生していると思われますが、どの程度の案件数があり、どの程度の金額規模があるのかを踏まえ、改善策を再考えください。本当に「公募の活用」や「声掛け」で改善が可能なのか疑問が残りました。	・一者応札の改善については、引き続き事前・事後審査を実施するなど個別の案件に応じた要因究明を行い、改善に向けた取組の検討を進めてまいります。 ・一者応札が改善されなかった案件の取組について、調達内容や金額規模に応じて、それぞれの案件に適した改善策となるよう進めてまいります。